



# 環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成28年6月10日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき北加瀬社宅跡地開発計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役社長 出口 秀巳
	指定開発行為の名称	北加瀬社宅跡地開発計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区北加瀬二丁目80番1
	指定開発行為の目的	共同住宅、高齢者福祉施設、子育て支援施設及び店舗の建設
	指定開発行為の内容	区域面積：約11,684㎡（第一種中高層住居専用地域／近隣商業地域） 延べ面積：約11,853㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成29年2月 完了予定：平成30年2月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成28年6月10日（金）から 平成28年7月25日（月）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時 間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該条例準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦 覧 場 所	幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所 及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成28年7月25日（月） （郵送の場合は、平成28年7月25日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問 合 せ 先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156